

図書委員会に関する達を、次のように定める。

昭和31年2月1日

防衛大学校長 榎 智 雄

図書委員会に関する達

改正	昭和31年12月21日防衛大学校達第16号	昭和32年2月13日防衛大学校達第2号
	昭和40年4月1日防衛大学校達第3号	平成元年5月29日防衛大学校達第10号
	平成12年6月13日防衛大学校達第16号	平成18年4月20日防衛大学校達第5号
	平成18年6月12日防衛大学校達第8号	平成20年2月15日防衛大学校達第2号
	平成21年3月31日防衛大学校達第6号	平成27年4月10日防衛大学校達第9号
	平成30年3月30日防衛大学校達第4号	

(設置)

第1条 防衛大学校総合情報図書館における図書館の事務に関する事項を審議するため、図書委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(構成及び任免)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 総合情報図書館長、総務課長、会計課長、教務課長、訓練課長、学生課長、総括首席指導教官、先端学術推進機構事務室長及び総合情報図書館事務長
 - (2) 各教育室及び各学科の長が指名する者各1名
- 2 委員長は、総合情報図書館長をもって充てる。

(任期)

第3条 前条第1項第2号の委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員に欠員を生じたため補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会の任務)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 総合情報図書館の企画及び運営に関する事項

- (2) 図書購入計画に関する事項
- (3) その他委員長が必要と認めた事項

(委員会の開催)

第5条 委員会は、委員長が招集するものとする。

- 2 委員会は年2回開くものとする。ただし、委員長が必要と認める場合は、臨時に開くことができる。
- 3 委員長は、委員会の議長となる。
- 4 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ議事を審議することができない。
- 5 委員長が必要と認めた場合には、委員以外の職員を会議に出席させることができる。

(委員会の庶務)

第6条 委員会の庶務は、総合情報図書館事務室において行う。

(分科会)

第7条 委員会は、必要に応じ、特定の事項を審議する分科会を設置することができる。

(委任規定)

第8条 この達に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が定める。

附 則

- 1 この達は、昭和31年2月1日から施行する。
- 2 保安大学校図書委員会に関する達（昭和28年保安大学校達第21号）は、廃止する。

附 則（昭和31年12月21日防衛大学校達第16号）

この達は、昭和31年12月21日から適用する。

附 則（昭和32年2月13日防衛大学校達第2号）

この達は、昭和32年2月13日から施行する。

附 則（昭和40年4月1日防衛大学校達第3号）

この達は、昭和40年4月1日から施行する。

附 則（平成元年5月29日防衛大学校達第10号）

この達は、平成元年5月29日から施行する。

附 則（平成12年6月13日防衛大学校達第16号）

この達は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成18年4月20日防衛大学校達第5号）

この達は、平成18年4月20日から施行する。

附 則（平成18年6月12日防衛大学校達第8号）

この達は、平成18年6月12日から施行する。

附 則（平成20年2月15日防衛大学校達第2号）

この達は、平成20年2月15日から施行する。

附 則（平成21年3月31日防衛大学校達第6号）

この達は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成27年4月10日防衛大学校達第9号）

この達は、平成27年4月10日から施行する。

附 則（平成30年3月30日防衛大学校達第4号）

この達は、平成30年4月1日から施行する。